

7 学校配属将校の隊附勤務及び演習参加実施要領に付公私立大学等へ通牒

〔大正十四年八月〕

記

(注記 1) 大正十四年八月十二日

学務課長 (印) (菊池)

(赤羽) (佐々木)

(注記 1)

(注記 2) 普通学務局 (印) (内屋) (河原) (佐々木)

(注記 2)

(注記 3) 専門学務局長 (印) (栗屋) (大野) (久保) (三原)

(注記 3)

(注記 4) 実業学務局長 (印) (武部) (印) (印) (水口)

(注記 4)

(注記 5) 会計課長 (印) (伊藤) (寺田) (山城)

(注記 5)

按 (注記 6)

(注記 6)

(注記 7) 年 月 日 文部次官

(注記 7)

(加筆) 47 各地方長官宛

(加筆)

(加筆) 82 直轄学校長宛 (東京盲学校 東京聾哑学校、女子ノミヲ収容スル学校ヲ除ク)

(加筆)

(加筆) 11 9 臨時教員養成所管理者宛 (第三、第六臨教ヲ除ク)

(抹消)

(加筆) 2 3 実業学校教員養成所主事宛

(抹消)

(加筆) 20 3 公私立大学総長又ハ大学長宛

(抹消)

(加筆) 4 公私立高等学校長宛

(加筆)

(加筆) 45 公私立専門学校長宛 (スル学校ヲ除ク)

(加筆)

学校配属将校ノ隊附勤務及演習参加ニ関スル件 (依命) 通

(加筆)

按ノ二

一各部隊長ハ軍事研究ノ為必要ト認メタル場合ニ於テハ学校ニ

配属セラレタル隸下将校ヲシテ隊附勤務又ハ演習参加等ヲ実

施セシムルヲ得ルコト

二前項ノ場合ニ於テハ各部隊長ハ當該學校長ト協議ノ上学校ノ

休暇中其ノ他教練〔ノ授業〕ニ差支ナキ場合ニ於テ之ヲ実施ス

ルコト

三隊附勤務ハ毎年往復日数ヲ除キ三週間以内トシ通常〔其〕

〔加筆〕配属将校ノ所属部隊ニ於テ行フコト但シ特科將校及特種ノ

事由アル歩兵科將校ハ其ノ學校最寄ノ歩兵部隊ニ於テ行フヲ

得ルコト

四隊附勤務又ハ演習〔貴〕〔參〕加ニ要スル経費ハ陸軍省〔ノ負担〕

〔抹消〕トスルコトヨリ支出スルコト

五師團長ハ学校配属将校ノ軍事研究ニ關シ実施セル隊付勤務

又ハ演習参加等ノ状況ニ就テ毎年三月末日迄ニ陸軍大臣ニ報

告スルコト

備考 (大正十四年四月十三日文部次官依命通牒) 抜粋

七學校長ハ配属将校ニシテ當該學校ノ休暇中其ノ他教練ノ授業

ニ差支ナキ場合ニ陸軍部隊ニ於テ軍事ノ研究ヲナサムトスル

トキハ之ヲ許可スルコト

年月日

二〇

文部次官

陸軍次官宛

一 各部隊長ハ軍事研究ノ為必要ト認メタル場合ニ於テハ学校ニ配属セラレタル隸下将校ヲシテ隊附勤務、演習参加等ヲ実施セシムルコトヲ得

〔抹消〕
二 学校配属将校ノ隊附勤務演習参加ニ閑スル件回答

七月廿七日陸普第二九〇〇号ヲ以テ移牒有之タル標記ノ件ニ閑シ本日別記ノ通各関係者ニ通牒致シタルニ付御承知相成度

(注記9)
〔陸軍省陸普第二九〇〇号〕

(注記8)

学校配属将校ノ隊附勤務演習参加ニ閑スル件通牒

大正拾四年七月廿七日 陸軍次官 津野一輔 印

文部次官 松浦鎮次郎殿

大正十四年勅令第一三五号陸軍現役将校配属令ニ依ル学校配属將校ヲシテ軍事ヲ研究セシムル為メ隊附勤務及演習参加等ヲ実施セシムルコトニ定メラレ別紙ノ通陸軍一般ニ示達相成候ニ就テハ關係ノ向ニ可然御通牒相煩度此段及通牒候也

陸普第二八五六号

(甲)

(注記1) 〔例規類纂材料 加筆 〔有原〕
〔済〕 〔印〕
(注記2) 〔完結〕

(注記3)

〔文部省 官普313号 14年8月15日〕

(注記4)

〔裁決定 8月27日〕

要領

大正十四年七月二十二日 陸軍省副官 中村孝太郎
大正十四年勅令第一三五号陸軍現役将校配属令ニ拠ル学校配属將校ヲシテ軍事ヲ研究セシムル為左記要領ニ依リ隊附勤務及演習参加等ヲ実施セシムルコトニ定メラレ候條依命及通牒候也

五 師団長ハ学校配属将校ノ軍事研究ニ閑シ実施セル隊附勤務、演習参加等ノ景況ニ就テ毎年三月壱日迄ニ陸軍大臣ニ報告スルモノトス
年度初頭ニ於テ令達ス

六 〔略〕

「八月廿九日 発送済」^(安積)〔印〕

(注記6)

「記録掛 15・4・20 受領」

(注記7)

「二六」(簿冊内件名番号)

(注記8)

〔印〕

(注記9)

「文部省 大正14・7・28 官普313号」

(下札)

〔印〕^(有原)種別 ろノ一／聯繫 ／登録追加 ／件名 各地方庁へ通牒

学校配屬将校ノ隊附勤務及演習參加実施要領／番号 官普三一三一

／結了年月日 大一四、八、二九／保存期限 ムキ／枚数 5

〔自大正1年8月至昭和25年2月及職務に関する総規 第1冊〕文部省官規

〔3A, 30—6, 1103〕